

## 平成30年度第4回学長選考会議会議録

日時 平成31年1月28日（月）13時00分～13時54分  
場所 大津サテライトプラザ セミナー室  
出席者 井上理砂子委員、塩田浩平委員（議長）、関 順一郎委員、廣川能嗣委員、  
杉江淑子委員、田中英明委員、竹村彰通委員、宇佐見隆之委員  
陪席者 亀岡総務課長、山本総務課副課長

### 議事に先立ち

議長から、総務課長に定足数に関する報告及び配付資料の確認が依頼された。

### 会議録確認

前回会議録については既に確認が行われ、異議なく承認された。

### 議題

#### 1. 国立大学法人滋賀大学学長選考規程の改正について

議長から、標記のことについて、事務からの説明が依頼され、総務課長から、資料1及び資料2に基づき、次期学長の任期に関する規程改正内容の説明があり、続いて、議長から、学長任期の見直しに関して、現行規程では、学長任期と中期目標・中期計画期間が一致しており、学長が任期中の中期目標・中期計画の策定に関われるよう、学長任期の始期を中期計画期間の2年前とする規程改正案について議論が求められた。これを受けて意見交換が行われ、今回の改正目的を考慮して次のことが確認された。

- ・改正案第3条第4項の次回学長選考で現学長以外の者が選考され、その任期途中で欠員となったときの後任学長の任期に関しては、残任期間の始期が中期計画策定期間と実施期間で再任の要否は異なるが、本則は再任不可であることから、前任者の残任期間のみとし、原案の1回に限り再任を認める記述は削除する。
- ・改正案附則3の次回学長選考で現学長が再任され、その任期を満了したときの後任学長の任期に関しては、学長任期の改正及び中期計画の策定等を考慮した例外として、原案どおり2026年3月31日までの1期4年とし、1回に限り任期6年の再任を認める。
- ・改正案附則4の次回学長選考で現学長が再任され、その任期途中で欠員となったときの後任学長の任期に関しては、前任者の残任期間とそれに続く2026年3月31日までの4年の期間を1期とし、再任は認めない。
- ・改正案第3条第1項の条文に関して、「学長任期の始期は、中期計画期間開始の2年前」などを追記して、今回の規程改正目的を明確にしておく。
- ・以上を踏まえた規程改正案を次回会議で審議する。

#### 2. 平成29年度に係る学長の業務執行状況の確認結果公表について

議長から、標記のことについて、事務からの報告が依頼され、総務課長から、資料3及び資料4に基づき、ホームページで公表したこと及び教職員へメールで周知したことが報告された。

### [配付資料]

資料1	国立大学法人滋賀大学学長選考規程の一部改正（案）（新旧対照表）
資料2	学長任期のシミュレーション<学長選考規程改正(案)の検討資料>
資料3	平成29年度に係る学長の業務執行状況の確認結果について
資料4	学長の業務執行状況確認結果のホームページ公開通知メール
別冊子	国立大学法人滋賀大学学長選考関連規程